駐車場賃貸借契約書

貸主山田太郎（以下「甲」という。）と借主佐藤花子（以下「乙」という。）は、次の物件（以下「本物件」という。）について、次のとおり賃貸借契約を結ぶ。

物件	東京都千代田区サンプル町1-2-10　サンプル第2駐車場　区画番号3
使用目的	乗用車1台（品川300あ1234）の駐車
賃料	月額金壱万五千円（¥15,000）
支払日	毎月27日までに翌月分を支払う
契約期間	令和8年12月1日から令和9年11月30日まで
敷金	金壱万五千円（¥15,000）

1. 甲は本物件を乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。乙は本物件を前記の使用目的のためだけに使う。
2. 乙は、毎月27日までに翌月分の賃料を、甲の指定する次の口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。1か月に満たない月の賃料は日割りで計算する。（サンプル銀行　見本支店　普通　1234567　ヤマダ　タロウ）
3. 甲又は乙が契約期間の満了の1か月前までに相手方に更新しない旨を書面で通知しないときは、この契約は同じ条件で1年間更新され、その後も同様とする。
4. 乙は、この契約から生じる債務の担保として、前記の敷金を甲に預け入れる。甲は、この契約が終了して本物件の返還を受けたときに、未払いの賃料などを差し引いた残額を乙に返す。敷金には利息を付けない。
5. 乙は、甲の書面による承諾なしに、本物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲り渡してはならない。
6. 乙は、本物件に前記の車両以外の物を置かない。本物件内で起きた車両の盗難や損傷について、甲は、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、責任を負わない。
7. 甲又は乙は、1か月前までに相手方に書面で通知して、この契約を解約することができる。
8. 乙が賃料の支払を2か月分以上怠り、甲が相当の期間を定めて催告してもその期間内に支払わないときは、甲はこの契約を解除することができる。
9. この契約が終了したときは、乙は本物件を元の状態に戻して明け渡す。ただし、通常の使用によって生じた損耗と年数による変化は除く。
0. この契約に定めのない事項は、甲と乙が誠意をもって協議して決める。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年11月12日

甲（貸主）

住所　東京都千代田区サンプル町1-2-3

氏名（名称）　山田太郎　　印

乙（借主）

住所　東京都千代田区見本町4-5-6

氏名（名称）　佐藤花子　　印